

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

題名を次のように改める。

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律

目次の改正規定中「第三十二条」を「第三十二条の二」に、「・第三十九条」を「第三十九条」に、

「・第八十五条」を「第八十五条」に、「時間帯（第二百四十四条）」を「時間帯等（第二百四十四条）」を

「第二百四十四条の二」に、「第四章 条約の効力（第二百九十一条）」を「第四章 条約の効力（第二百

第四章の二 留置施設に代替

九十一条）

に改める。

收容される者の数の漸減（第二百九十一条の二）」

第三編第四章の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第三編第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 留置施設に代替收容される者の数の漸減

第二百九十一条の二 政府は、できる限り刑事施設の収容能力を増強し、第十五条第一項の規定により留置施設に留置される者の数を漸次少なくするよう努めなければならない。

第三編第一章の改正規定のうち第二百八十六条中「第八十条後段」の下に「、第八十六条の二第一項」を加える。

第二編中第三百三十条を第七十七条とし、同条の次に一節及び二章を加える改正規定中第八十一条第二項ただし書を削り、同改正規定のうち第八十二条第一項中「この条」の下に「、第八十四条の二」を加え、同改正規定中第八十四条の見出しを「(起居動作の時間帯等)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 留置業務管理者又は留置担当官は、食事、就寝その他の起居動作が前項の規定により定められた時間帯に行われるようにしなければならない。この場合において、留置業務管理者又は留置担当官は、犯罪の捜査に従事する者に対し、取調べの中断等必要な措置を執ることを求めることができる。

第二編中第三百三十条を第七十七条とし、同条の次に一節及び二章を加える改正規定中第八十四条の次に次の一条を加える。

(居室への出入りの時刻の記録等)

第八十四条の二 留置業務管理者は、未決拘禁者等（未決拘禁者及び被告人又は被疑者である被留置者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。）をいう。次項及び第二百二十二条第三項第二号において同じ。）が居室を出たとき又は居室に入ったときは、その時刻その他内閣府令で定める事項を記録し、内閣府令で定める期間これを保存しなければならない。

2 留置業務管理者は、未決拘禁者等又は弁護人等から前項の記録の開示を求められたときは、これを開示しなければならない。

第二編中第三百三十条を第七十七条とし、同条の次に一節及び二章を加える改正規定のうち第二百十三条第一項中「護送する場合」の下に「（公判期日への出頭のために被留置者を公判廷の開かれる場所に入りにさせる場合を除く。）」を加え、同改正規定中第二百十八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、留置施設の規律及び秩序を害する結果並びに罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがないと認める場合には、その立会い並びに録音及び録画（第三項において「立会い等」という。）をさせないことができる。

第二編中第三百三十条を第七十七条とし、同条の次に一節及び二章を加える改正規定のうち第二百十八条

第三項中「その立会い並びに録音及び録画」を「立会い等」に改め、第二百十九条第一項中「（弁護士等との面会の場合にあつては、第一号口に限る。）に該当する場合」を「に該当する場合（弁護士等との面会の場合を除く。）」に改め、第二百二十二条第三項中「第二号口」を「第三号口」に改め、第二号を第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 未決拘禁者等が弁護士等に対して発する信書

第二編中第三百十条を第一百七十七条とし、同条の次に一節及び二章を加える改正規定中第二百四十二条第二項ただし書を削り、同改正規定のうち第二百四十三条第一項中「この条」の下に「、第二百四十四条の二」を加え、同改正規定中第二編第四章第三節の節名を次のように改める。

### 第三節 起居動作の時間帯等

第二編中第三百十条を第一百七十七条とし、同条の次に一節及び二章を加える改正規定中第二百四十四条に見出しとして「（起居動作の時間帯等）」を付し、同条に次の一項を加える。

2 海上保安留置業務管理者又は海上保安留置担当官は、食事、就寝その他の起居動作が前項の規定により定められた時間帯に行われるようにしなければならない。この場合において、海上保安留置業務管理者又

は海上保安留置担当官は、犯罪の捜査に従事する者に対し、取調べの中断等必要な措置を執ることを求めることができる。

第二編中第三百三十条を第七十七条とし、同条の次に一節及び二章を加える改正規定のうち第二編第四章第三節中第二百四十四条の次に次の一条を加える。

(居室への出入りの時刻の記録等)

第二百四十四条の二 海上保安留置業務管理者は、未決拘禁者等(未決拘禁者及び被告人又は被疑者である海上保安被留置者(未決拘禁者としての地位を有するものを除く。))をいう。次項及び第二百七十条第三項第二号において同じ。)が居室を出たとき又は居室に入ったときは、その時刻その他国土交通省令で定める事項を記録し、国土交通省令で定める期間これを保存しなければならない。

2 海上保安留置業務管理者は、未決拘禁者等又は弁護人等から前項の記録の開示を求められたときは、これを開示しなければならない。

第二編中第三百三十条を第七十七条とし、同条の次に一節及び二章を加える改正規定中第二百六十六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、海上保安留置施設の規律及び秩序を害する結果並びに罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがないと認める場合には、その立会い並びに録音及び録画（第三項において「立会い等」という。）をさせないことができる。

第二編中第三百三十条を第一百七十七条とし、同条の次に一節及び二章を加える改正規定のうち第二百六十六条第三項中「その立会い並びに録音及び録画」を「立会い等」に改め、第二百六十七条第一項中「（弁護人等との面会の場合にあつては、第一号口に限る。）に該当する場合」を「に該当する場合（弁護人等との面会の場合を除く。）」に改め、第二百七十条第三項中「第二号口」を「第三号口」に改め、第二号を第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 未決拘禁者等が弁護人等に対して発する信書

第一百条を第三百三十三条とし、同条の次に五目、一款及び款名を加える改正規定のうち第三百三十五条第二項第一号中「から受ける」を「との間で発受する」に改める。

第九十二条を改め、同条を第一百四十四条とし、同条の次に五目、款名、目名及び一条を加える改正規定のうち第一百七十七条、第一百九条及び第二百二十三条中「各号のいずれか」を「該当する場合」に、「各号のい

ずれか（弁護士等との面会の場合にあつては、第一号口に限る。）を「該当する場合（弁護士等との面会の場合を除く。）」に改める。

第五十八条を改め、同条を第八十一条とし、第五十四条から第五十七条までを二十三条ずつ繰り下げる改正規定中「第五十四条から第五十六条までを二十二条ずつ繰り下げる」を「第五十六条を第七十九条とする」に改め、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

第五十五条第一項中「護送する場合」の下に「（公判期日への出頭のために被収容者を公判廷の開かれる場所に入入りさせる場合を除く。）」を加え、同条を第七十八条とし、第五十四条を第七十七条とする。

第五十二条を改め、同条を第七十五条とする改正規定中「改め」の下に「、同条第三項中「弁護士又は刑事訴訟法第二十九条第一項に規定する弁護士となろうとする者（以下「弁護士等」という。）」を「弁護士等」に改め」を加える。

第十六条を第三十四条とし、同条の次に二節及び節名を加える改正規定中「第十六条」を「第十六条第二項ただし書を削り、同条」に改め、第三十八条に次の一項を加える。

2 刑事施設の長又は刑務官は、食事、就寝その他の起居動作が前項の規定により定められた時間帯に行わ

れるようにしなければならない。この場合において、刑事施設の長又は刑務官は、犯罪の捜査に従事する者に対し、取調べの中断等必要な措置を執ることを求めることができる。

第十六条を第三十四条とし、同条の次に二節及び節名を加える改正規定中第三十八条の次に次の一条を加える。

（居室への出入りの時刻の記録等）

第三十八条の二 刑事施設の長は、未決拘禁者等（未決拘禁者及び被告人又は被疑者である被収容者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。）をいう。次項において同じ。）が居室を出たとき又は居室に入ったときは、その時刻その他法務省令で定める事項を記録し、法務省令で定める期間これを保存しなければならない。

2 刑事施設の長は、未決拘禁者等又は弁護士若しくは刑事訴訟法第三十九条第一項に規定する弁護士となる者（以下「弁護士等」という。）から前項の記録の開示を求められたときは、これを開示しなければならない。

第十四条に見出しを付し、第二編第一章中同条を第三十条とし、同条の次に二条を加える改正規定中「二



条」を「三条」に改め、同改正規定のうち第三十一条中「当たっては、」の下に「無罪の推定を受けるといふ」を加え、「逃走及び罪証の隠滅の防止並びに」を「地位にふさわしい処遇を行うとともに、」に改め、同改正規定中第三十二条の次に次の一条を加える。

(女子の被收容者等の処遇の原則)

第三十二条の二 女子の被收容者、被留置者又は海上保安被留置者の処遇（医療上の措置その他の専門的知識及び技術を活用して行うものを除く。）は、女子の刑務官、留置担当官又は海上保安留置担当官が行わなければならない。

第一編中第三十二条の次に二章を加える改正規定中第十四条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（留置施設）」を付し、第十五条に見出しとして「（留置施設への代替收容）」を付し、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第三条第三号に掲げる者に対する前項の規定の適用に当たっては、その者の年齢及び性別並びに供述の状況、事案の内容その他の事情を総合的に考慮するものとし、被告人として勾留される者については、やむを得ない事由がある場合を除き、留置施設には留置しないものとする。

第一編中第十三条の次に二章を加える改正規定中第十六条第三項を次のように改める。

3 被留置者に係る留置業務に従事し、又は従事した留置担当官は、その被留置者に係る犯罪の捜査に従事してはならず、被留置者に係る犯罪の捜査に従事し、又は従事した警察官は、その被留置者に係る留置業務に従事してはならない。

第一編中第十三条の次に二章を加える改正規定中第二十六条第三項を次のように改める。

3 海上保安被留置者に係る留置業務に従事し、又は従事した海上保安留置担当官は、その海上保安被留置者に係る犯罪の捜査に従事してはならず、海上保安被留置者に係る犯罪の捜査に従事し、又は従事した海上保安官又は海上保安官補は、その海上保安被留置者に係る留置業務に従事してはならない。

本則を第一条とし、同条に見出しとして「(刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部改正)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

(刑事訴訟法の一部改正)

第二条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第八十六条の次に次の一条を加える。

第八十六条の二 裁判所は、勾留されている被告人について、適当と認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、決定をもつて、勾留すべき刑事施設を変更することができる。

裁判所は、前項の決定をするには、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

附則第二条第一項中「この法律による」を「第一条の規定による」に改め、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の下に「及び刑事訴訟法」を加え、同条第二項及び第三項中「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の下に「及び刑事訴訟法」を加える。

附則第八条第一項第一号中「この法律」を「第一条の規定」に改める。

附則第九条第一項中「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の下に「及び刑事訴訟法」を加える。